

第23期
第17回白鷹町農業委員会総会 会議録

開催日時 令和6年10月25日(金) 午後3時00分開議
開催場所 白鷹町中央公民館 2階 大会議室

出席委員(10名)

- | | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1. 小口 修 | 2. 菅原 政敏 | 3. 小林 喜久雄 |
| 4. 衣袋 則子 | 5. 高橋 清吉 | 6. 欠 席 |
| 7. 児玉 匡樹 | 8. 新野 清 | 9. 樋口 金一郎 |
| 10. 村上 浩康 | 11. 小林 孝次 | |

農業委員会事務局

事務局長	橋本 秀和
事務局長補佐	川部 茂樹
農地調整主査	茂木 智美

付議事件

日程第1		議事録署名委員の指名について
日程第2		会期の決定について
日程第3	報告第 30号	農地の賃貸借契約の解約について
日程第4	報告第 31号	農用地の利用関係の調整の報告について
日程第5	議案第 65号	農地法第3条の規定による許可について
日程第6	議案第 66号	農地法第5条の規定による許可について
日程第7	議案第 67号	農用地利用集積計画作成の要請について
日程第8	議案第 68号	白鷹農業振興地域整備計画の変更について
日程第9	議案第 69号	令和7年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について

議 長 (会長 小林 孝次)

ご参集ご苦労様でございます。

これより、第17回白鷹町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名であります。6番 小松委員より欠席の通告があります。定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

なお、本日の総会付議案件に対し、農地法第3条の調査報告を求めるため、紺野正光農地利用最適化推進委員の出席を求めています。

事務局長より議事日程の説明を求めます。

橋本事務局長 議長。

議 長 橋本事務局長。

橋本事務局長 議事日程。【議事日程説明】

議 長 議事日程の説明が終わりました。議事に入ります。

日程第1 「議事録署名委員の指名」を行いません。

本件については、白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項の規定により、3番 小林喜久雄委員 10番 村上浩康委員の両名を指名いたします。

日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。本総会の会期については、本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りといたします。

日程第3 報告第30号「農地の賃貸借契約の解約について」を議題といたします。会長に代わり事務局より報告を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第30号「農地の賃貸借契約の解約について」農地法第18条第6項の規定により農地の賃貸借契約の合意解約の通知があったので報告する。

番号1

通知人 賃借人 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇

賃貸人 ○○○○○○○○○ ○○○○ ○○ ○○
○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○
地 番 ○○○○
地 目 田
地 積 1919㎡ 他1筆
契約期間 平成26年12月26日～令和6年12月25日
解約日 令和6年9月17日
解約の事由 相手方の要望
報告は、以上でございます。

議 長

報告が終わりました。ご意見等ございませんか。
それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり
了承することにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承すること
に決しました。

日程第4 報告第31号「農用地の利用関係の調整の報告について」を議題
といたします。会長に代わり事務局より報告説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご報告いたします。

報告第31号「農用地の利用関係の調整の報告について」農業経営基盤強化
促進法第15条に基づく農用地の利用関係の調整について、結果を次のとおり
報告する。

番号1

申出人 ○○○○○○○○○ ○○ ○○

土地の表示

所 在 大字○○○○○○○

地 番 〇〇〇〇
地 目 田
地 積 2 1 4 8 m² 他 1 筆
申 出 内 容 土地の売却のあっせん
結 果 〇〇 〇〇 と売買が成立
報告は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。ここで、1 番案件について調整委員の 8 番 新野清委員よりあっせんの報告をお願いします。

新野清委員 議長。

議 長 新野委員。

新野清委員 農用地の利用関係の調整のご報告をいたします。

10月9日、わたくしと、村上浩康委員の2名で申出人 〇〇 〇〇氏より申請があった、大字〇〇地内の農地2筆の売買のあっせん調整を行いました。

調整の結果、白鷹町大字〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇氏より買っても良いという話を受けました。

売却額など、権利移転に係る具体的な条件を調整し、双方とも内容的に妥当ではないかと判断され、あっせんの運びとなりました。

金額は、田 1 筆 2 1 4 8 m²、畑 1 筆 1 4 7 9 m²で、総額〇〇〇〇円です。

引き渡し時期は、令和6年11月28日であり、同日に売買による所有権の移転を行うことを、譲渡人、譲受人とも了承されました。

10月15日付で調整調書を作成し提出いたしました。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。ご意見等ございませんか。

それではお諮りいたします。本件は報告事項でありますので、報告のとおり了承するにご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議なしと認めます。よって、本件については報告のとおり了承することに決しました。

日程第5 議案第65号「農地法第3条の規定による許可について」を議題

といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第65号「農地法第3条の規定による許可について」次の農地について、農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので可否を求める。

番号1

申請人	譲受人	白鷹町大字〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇
	譲渡人	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇	〇〇

土地の表示

所	在	大字〇〇〇〇〇〇
地	番	〇〇〇〇
地	目	田
地	積	1919㎡ 他1筆
契約の種類等		所有権の移転（売買）
対価（10a当り）		総額〇〇〇〇円
		他4件

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、7番 児玉匡樹委員よりお願いいたします。

児玉匡樹委員 議長。

議 長 児玉委員。

児玉匡樹委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

10月19日、わたくしと、庄司彰農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機1台、草刈機1台を所有しています。労働力の確保状況につきましては、本人、夫とのことです。技術は、本人及び夫が20年の経験があり、問題ないと思われます。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。
必要な農作業に常時従事すると認められます。
権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。
以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。次に、2番案件及び3番案件について、事務局よりお願いいたします。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 最初に2番案件について調査のご報告をいたします。

10月17日、小松晴治委員と、庄司彰農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、ホイールローダー1台、車両2台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻、子とのことです。

技術は、本人が50年、妻が40年、子が2年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

続いて、3番案件について調査のご報告をいたします。

10月17日、小松晴治委員と、庄司彰農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、トラクター1台、軽トラック1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人とのことです。

技術は、本人が50年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。次に、4番案件について、5番 高橋清吉委員よりお願いいたします。

高橋清吉委員 議長。

議 長 高橋委員。

高橋清吉委員 4番案件について調査のご報告をいたします。

10月16日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機1台、草刈機1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、父とのことです。

技術は、本人が3年、父が50年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。次に、5番案件について、紺野正光農地利用最適化推進委員よりお願いいたします。

紺野正光推進委員 議長。

議 長 紺野推進委員。

紺野正光推進委員 5番案件について調査のご報告をいたします。

10月17日、わたくしと、小関清喜農地利用最適化推進委員の2名で調査を行いました。

機械の所有状況につきましては、耕運機1台、軽トラック1台を所有しています。

労働力の確保状況につきましては、本人、妻とのことです。

技術は、本人が30年、妻が25年の経験があり、問題ないと思われま

す。遊休農地はございません。すべての農地を耕作しています。

取得する農地は確認しております。

必要な農作業に常時従事すると認められます。

権利を取得する農地の周辺の農地に、支障を生ずるおそれはありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いましたがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から5番案件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から5番案件について許可することに決しました。
日程第6 議案第66号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第66号「農地法第5条の規定による許可について」次の農地について、農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので意見を求める。

番号1

申請人	譲受人	○○○○○○○○○○○○○○○○	○○	○○
			○○	○○
	譲渡人	白鷹町大字○○○○○○○	○○	○○

土地の表示

所	在	大字○○○○○○○
地	番	○○○○
地	目	畑
地	積	376㎡
契約の種類等		所有権の移転(売買)
転用目的		一般住宅
		他3件

説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。次に、担当委員より調査報告を求めます。1番案件について、1番 小口修委員よりお願いいたします。

小口修委員 議長。

議 長 小口委員。

小口修委員 1番案件について調査のご報告をいたします。

10月17日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の2名で、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

転用を行うに必要な資力信用については、住宅ローン仮審査結果通知書により確認しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、許可後すみやかに実施します。

他法令による必要な許認可等については、必要な許認可等はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用ではありません。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。2番案件及び3番案件について、9番 樋口金一郎委員よりお願いいたします。

樋口金一郎委員 議長。

議 長 樋口委員。

樋口金一郎委員 最初に、2番案件及び3番案件について調査のご報告をいたします。

10月15日、わたくしと、樋口美弥子農地利用最適化推進委員の2名で、

現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

許可を得ずに転用していた、追認案件です。

転用を行うに必要な資力信用については、追認案件であり、すでに転用済みです。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、追認案件であり、すでに供用済みです。

他法令による必要な許認可等については、農振農用地内の農地ですが、一時転用の場合は農振農用地から除外する必要はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用であり、利用後は確実に農地に戻します。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。4番案件について、4番 衣袋則子委員よりお願いいたします。

衣袋則子委員 議長。

議 長 衣袋委員。

衣袋則子委員 4番案件について調査のご報告をいたします。

10月17日、わたくしと、紺野正光農地利用最適化推進委員の2名で、現地にて聞き取り調査を行ってまいりました。

許可を得ずに転用に着手している、追認案件です。

転用を行うに必要な資力信用については、追認案件であり、すでに転用行為に着手しています。

転用の妨げとなる権利を有する者はありません。

遅滞なく申請に係る用途に供することについては、追認案件であり、すでに転用行為に着手しています。

他法令による必要な許認可等については、農振農用地内の農地ですが、一時転用の場合は農振農用地から除外する必要はありません。

併用地はありません。

面積が転用目的から見て適正かという部分については、適正と判断します。

単なる造成のみを目的とするものでないかという部分については、ないものと判断いたします。

周辺の農地の営農条件に支障を生ずるおそれについては、ないものと判断いたします。

一時転用であり、利用後は確実に農地に戻します。

以上、ご報告いたします。

議 長

ご苦労様でした。報告が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。一括して採決いたしたいと思いますがご異議ありませんか。

《異議なしの声 あり》

ご異議がありませんので採決いたします。1番案件から4番案件について、「許可相当」と意見決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件から4番案件は「許可相当」を持って県に進達することに決しました。

日程第7 議案第67号「農用地利用集積計画作成の要請について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第67号「農用地利用集積計画作成の要請について」農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定に基づき、白鷹町長に対し、農用地利用集積計画の作成を次のとおり要請する。

番号1

1. 権利設定者（譲受人）

住 所 白鷹町大字〇〇〇〇〇〇〇
氏 名 〇〇 〇〇

2. 権利設定者（譲渡人）及び権利を設定する土地の表示等

住 所 ○○○○○○○○○
氏 名 ○○ ○○
土地の所在 大字○○○○○○○
地 番 ○○○○
地 目 田
地 積 2 1 4 8 m²
利用目的 水稻 他1筆
10 aあたりの対価 総額○○○○円

3. 権利設定等の内容

権利の内容 所有権の移転
法律関係 売買
権利の設定・移転の時期 令和6年11月28日
支払期限 令和6年11月28日
土地引渡時期 令和6年11月28日
説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。1番案件について、提案のとおり農用地利用集積計画の作成を要請することに賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって1番案件は提案のとおり決定いたしました。

日程第8 議案第68号「白鷹農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。会長に代わり事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第68号「白鷹農業振興地域整備計画の変更について」白鷹農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により意見を求める。

1. 農用地区域変更の内容

区 分	農用地区域除外
田	6 1 2 m ²
畑	3 7 5 m ²
合 計	9 8 7 m ²

2. 農用地区域除外の内訳

番号1

所 在 大字〇〇〇〇〇〇〇〇
 地 番 〇〇〇〇
 面 積 3 7 5 m²
 登記地目 畑
 現況地目 畑
 除外する具体的理由

既存敷地の隣接地を拡張し重機車両等の駐車場を設置するため。
 他1件
 説明は、以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。

質疑・討論を打ち切り採決いたします。本件について、提案のとおり変更するに「異議なし」と意見決定するに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって本件については変更するに「異議なし」と意見決定いたしました。

日程第9 議案第69号「令和7年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について」を議題といたします。会長に代わり、事務局より提案理由の説明を求めます。

川部事務局長補佐 議長。

議 長 川部補佐。

川部事務局長補佐 ご説明いたします。

議案第69号「令和7年度白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について」白鷹町農業農村振興施策に関する意見書について、次のとおりとすることの決定を求める。別紙のとおり。

説明は以上でございます。

議 長

説明が終わりました。質疑・討論を行います。
質疑・討論を打ち切り採決いたします。本案件について、提案のとおり意見書を提出することに、賛成の委員の挙手を求めます。

《挙手全員》

挙手全員、よって、本案件については、提案のとおり意見書を提出することに決しました。

以上で、本総会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって、第17回白鷹町農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦勞様でした。

白鷹町農業委員会会議規則第22条第2項により、第17回白鷹町農業委員会総会の議事録に署名いたします。

令和6年10月25日

白鷹町農業委員会議長 _____

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____